

要件等チェックリスト（女性の活躍推進部門）

要件に適合するものに○を記入してください。書類等で確認できない場合は対象となりません。

申請者	県確認	要件	添付書類
		県内に活動拠点を置き、事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有する企業、法人、団体である	・企業パンフレット、公式HPをプリントアウトしたものなど業務内容、従業員数、設立年月日が分かるもの ※参考様式1（企業概要書）でも可
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること	・労働局に提出した策定届の写し
		女性活躍の状況に関する基準のうち1つ以上の基準を満たしている 又は基準を満たしていない場合は、2つ以上の基準が直近の2事業年度連続で改善している	
		㊶直近の事業年度において、男女別の採用における競争倍率が同程度であること ・「採用における女性の競争倍率」×0.8が「採用における男性の競争倍率」よりも低いこと	・別紙3 ・別紙3－参考資料
		㊷直近の事業年度において、女性労働者の平均勤続年数が男性労働者の平均勤続年数に対して7割以上であること	・別紙3 ・別紙3－参考資料
		㊸直近の事業年度において、労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、各月ごとにすべて45時間未満であること	・別紙3 ・別紙3－参考資料
		㊹直近の事業年度において、管理職に占める女性の割合が、国が別に定める産業ごとの平均値以上であること	・別紙3 ・別紙3－参考資料
		㊺女性の非正社員から正社員への転換などの多様なキャリアコースを設けており、直近の3事業年度内に1人以上の実績があり、かつ対象者が申請時に現に勤務していること ・女性の非正社員から正社員への転換 ・女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 ・過去に在席した女性の正社員としての再雇用 ・おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	・別紙3 ・別紙3の内容が確認できる雇用契約書の写し及び出勤簿の写し など
		いずれかの取組を行っている	
		㊻短時間勤務制、フレックスタイム制、早出遅出勤務制等の導入	・就業規則等の該当箇所の写し
		㊼テレワークの導入 ※テレワークは、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務など、ICTを活用した時間や場所にとらわれない働き方を指す。	・テレワーク勤務規定の写し、社内に制度を周知した通知の写しなどテレワークを導入していることがわかるもの
		㊽半日又は時間単位で使用できる年次有給休暇制度の設置	・就業規則等の該当箇所の写し

	<p>★関係法令に沿った就業規則又は労働協約を規定している</p> <p>※更新時は、前回認証時に確認したものは提出不要</p>	<p>・高知県ワークライフバランス推進アドバイザーによる審査を受けたうえで、就業規則及び諸規定の届出日、施行日が分かる<u>箇所</u>の写し又は労働協約の締結日が分かる<u>箇所</u>の写しを添付</p> <p>※前記審査を提出前に受けない場合は、就業規則及び諸規定の写し（労働基準監督署の受理印のあるもの）又は労働協約の写しを添付</p>
	<p>★県税の滞納がない</p>	<p>・県税の完納証明書（法人二税及び地方法人特別税、自動車税等で滞納がないことを一括して証明するもの）</p> <p>※申請日から3か月以内に発行されたもの（写し可）</p>
	<p>★高知県暴力団排除条例関係（要綱第4条第7項第3号）</p>	<p>・別紙4（暴力団排除に関する誓約書）</p> <p>・別紙5（役員名簿）</p>

※えるぼし認定企業は、基準適合一般事業主認定通知書の写しを添付することにより★マークのついたもの以外の書類の添付は省略することができる